

令和2年(2020年)5月19日(火)

問合せ先

(広島市所管施設の臨時休館等の取扱いについて)

危機管理室危機管理課長：児玉 082-504-2274 (内線5703)

(各施設の休館状況等について)

別紙の各施設の「問合せ先」へ直接ご連絡ください。

## 臨時休館等としている広島市所管施設の開館について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、広島市所管施設の一部を臨時休館等(全面休館及び一部閉鎖をいう。以下同じ。)とする措置を講じてきましたが、5月9日に広島県が緊急事態措置を変更したことを受け、5月18日に、臨時休館等としていた施設の一部を開館したところです。

今般、5月15日に広島県が緊急事態措置を解除し、新たな対処方針を制定したこと等を踏まえ、広島市新型コロナウイルス感染症対策本部で臨時休館等の取扱い(別紙1)を定め、これに沿って、臨時休館等としている施設の一部を開館します。

### 1 開館する施設

公民館、スポーツセンターなど291施設

(全面開館263施設、一部開館28施設)

その内訳は、別紙2のとおりです。

※ 5月18日以降、臨時休館等の措置を取っていた全施設：317施設

今後、継続して臨時休館等とする施設：54施設

※ 施設の利用に当たっては、「密集、密閉、密接」の3密を避けるとともに、マスクの着用、手指の消毒など感染症の防止に御協力ください。

### 2 開館日

5月22日(金)